

1-7. 設計変更等

- (1) 契約書、設計図及び仕様書に指示されていない事項であっても、製作、据付工事施工上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) 契約後、発注者の都合により工事内容を変更する場合には、双方協議のうえ定めるものとする。

1-8. 受注者の要件

本水管橋は、当事業所の水供給施設の中でも重要な構造物である。

このため、本水管橋を施工する受注者は水管橋本体の製作及び据付に熟達していなければならない。また、品実管理体制が確立されていなければならない。

- ・水管橋の製作工場は日本水道協会の認定工場で作成するものとする。